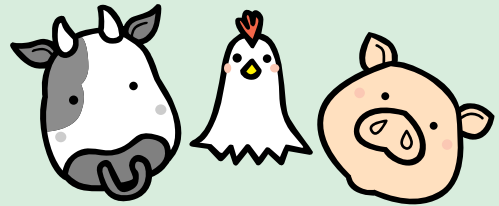


家畜衛生部 だより



発行所

社団法人
山口県畜産振興協会

〒754-0002

山口県山口市小郡下郷2139 J Aビル

☎ (083)973-2725

FAX(083)974-1030

ヨーネ病防疫対策に努め、清浄化を目指しましょう！

ヨーネ病とは

ヨーネ病は、牛、めん羊、山羊等の反芻動物がヨーネ菌に感染し、慢性的な水様性下痢を繰り返し、急激に痩せる病気で、法定伝染病に指定されています。

ヨーネ菌は発病数か月前から糞便中に多量に排出され、糞便又はそれに汚染されたものによって経口感染します。また、新生子牛は感染しやすく成牛での感染率は低くなります。更に、感染牛でも発病せず無症状で経過するものも多く見られます。

近年、全国的に発生頭数は増加しており、平成18年は1、182頭、平成19年は7月現在で732頭の発生が報告されています。山口県においても平成18年には8頭、平成19年も8頭の発生がありました。

防疫対策

本病に対する有効なワクチン及び治療法はなく、感染牛等の導入防止、早期摘発淘汰が重要です。

一 適切な飼養衛生管理

- ・牛舎内、飼槽等の定期的清掃、洗浄、消毒
- ・農場へ入る際の消毒等
- ・日常の健康観察、異常の際の早期受診
- ・分娩房を清潔に保つ
- ・子牛への初乳は清浄確認されたものを給与
- ・子牛は可能な限り早期に成牛群から分離飼養
- ・排せつ物等の草地還元は、完全に堆肥化したものを使用

二 陰性牛の導入（県外導入）

- ・カテゴリーー 農場から導入
- ・陰性結果が出るまでの隔離飼育

・カテゴリーー 農場からやむを得ず導入する際は、過去6か月以内の2回以上の抗体検査等を実施し陰性が確認されたもので導入後3か月以上隔離飼育する。

三 抗体検査等の受診

- (一) 定期検査
 - ・2年ごと
 - ・生乳出荷日の搾乳終了後から次回搾乳までに検査及び判定を実施
- (二) 県外導入牛（導入後）
 - ・カテゴリーー 農場からの導入
 - 導入後（6か月齢未満は6か月齢到達時）速やかに検査を実施。
 - ・カテゴリーー 農場からの導入
 - 導入時及び3か月後に抗体検査等を実施

「これらのことを守って清浄化に努めましょう！」



「カテゴリーー 農場」：発生予防対策が取られており、定期検査で清浄性が確認されている農場
「カテゴリーー 農場」：本病の発生があり、清浄性の確認検査等を実施中の農場（年3回の検査で陰性が確認されれば約1年でカテゴリーー 農場に復帰）
消毒薬：ヨード剤、塩素剤、フェノール剤や石灰乳塗布が有効

肥育牛に悪性水腫が発生!

本病は悪性水腫菌（クロストリジウム属菌）が、主として創傷等から感染して起こる牛・馬・豚・めん羊等の急性感染症です。広範囲の皮下浮腫、ガス貯留、組織崩壊を特徴とし、症状としては発熱や呼吸促進を呈し、多くは歩様異常を起こして、1〜2日の経過で死亡します。菌は感染した創傷部位で増殖し、毒素を分泌しながら周囲に広がり、皮下は触診すると捻髪音（押すとパチパチという音がする）を発生し、波動感があります。原因菌は土壌中をはじめ自然界に広く分布するため、世界的に発生が見られ、年齢を問わず発生します。また、夏季に多いとされています。

法定伝染病である炭疽、届出伝染病である気腫菌等と同様に土壌病に分類されます。



予防対策として適正な飼養管理、牛舎の消毒と併せてワクチン接種を指導しています。本病の予防には予防接種が有効です。最寄りの家畜保健衛生所へご相談ください。

嫌気性菌ワクチン

牛クロストリジウム感染症3種混合
接種方法：通常は年1回、汚染地域では6か月間隔で注射する。

牛クロストリジウム感染症5種混合
接種方法：3か月齢以上の牛に1か月間隔で2回筋肉注射する。以後、6か月毎に筋肉注射する。第2回目の注射は1回目と異なる部位に行く。

牛クロストリジウム感染症5種混合
接種方法：3か月齢以上の牛に1か月間隔で2回筋肉注射する。以後、6か月毎に筋肉注射する。第2回目の注射は1回目と異なる部位に行く。

発生状況

発生牛は秋市で飼養されていた肥育牛で、22か月齢の自家産の雌牛でした。平成19年10月、朝までは異常を認めませんでした。午前中に急死し、診療獣医師が往診したところ、触診により捻髪音を認め、気腫菌を疑って家畜保健衛生所へ連絡されました。病性鑑定では、当該牛の臀部及び後肢に捻髪音・気腫を認め、剖検では臀部は黒変して壊疽を呈し、後肢皮下の浮腫、ガス貯留、腸間膜リンパ節の充血・腫脹が認められました。各主要臓器、血液、脳脊髄液から悪性水腫菌を有意に分離し、悪性水腫と診断されました。

予防対策

当農場では過去に同様の症例は認めておらず、嫌気性菌ワクチンは未接種でした。



腸間膜リンパ節の充血と腫れ



後軀触診で捻髪音と波動感



後肢皮下の浮腫・筋肉間のガス貯留



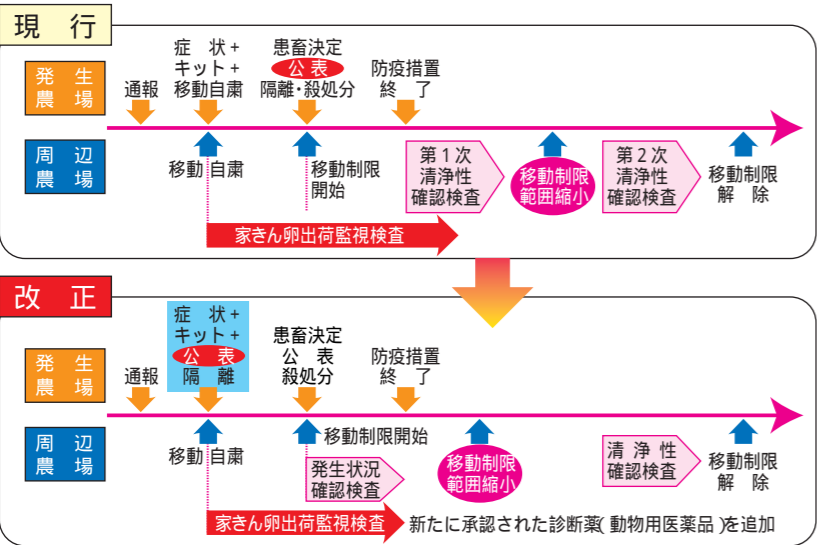
臀部の切開で、腐敗臭液を排出、肉は黒変し、壊疽を呈す。

高病原性鳥インフルエンザ 防疫指針が改正されます

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、防疫指針）は、家畜伝染病予防法第3条の2に基づき総合的な防疫措置を実施するための指針として、平成16年11月に公表されています。平成18年に茨城・埼玉県の弱毒タイプ（H5N2）の発生を踏まえて、農場監視プログラムの適用等の防疫措置が追加されました。しかし、平成19年1月に宮崎県及び岡山県での発生では、疑い例での公表や発生農場での防疫措置中の家きん卵出荷監視検査等、防疫指針の柔軟な運用による対応がなされました。

こうした対応を受けて、今回、防疫指針が次のとおり改正される予定です。主な改正点は、(1)簡易キット陽性時点での公表による速やかな防疫措置の実施、(2)移動制限措置運用の見直し、(3)発生農場の防疫措置

簡易検査結果に基づく公表及び防疫措置概要



高病原性鳥インフルエンザに関する防疫演習・検討会を開催しました

昨年11月2日に、県主催の「平成19年度山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習」、また11月7日に、家畜衛生部主催の「高病原性鳥インフルエンザに係る野外生物等の防除に関する検討会」を開催しました。

「防疫演習」では、宮崎県、岡山県での発生事例を参考に、本庁の畜産振興課と家畜保健衛生所等が行う家畜防疫対策班の活動内容の確認を、「検討会」では、養鶏関係者が現地農場で実施できる発生予防策についての確認を行いました。

参加した養鶏農家等から多くの質問が出され、具体的な発生予防策の実施及び、発生時の迅速な防疫対応についての意識向上がなされました。

今後も、高病原性鳥インフルエンザによる甚大な被害を受けないよう家畜衛生の向上に努めていきます。

県内で馬インフルエンザが発生!



平成19年8月16日、日本中央競馬会（JRA）のトレーニングセンターにおいて、国内で36年ぶりとなる馬インフルエンザの発生が確認されました。

本病はウイルスが原因となる感冒性疾患で、発熱・発咳・筋肉痛等の症状が見られます。馬から馬へ感染しますが、人や鳥等他の動物に感染した事例はありません。家畜伝染病予防法では届出伝染病に指定されています。

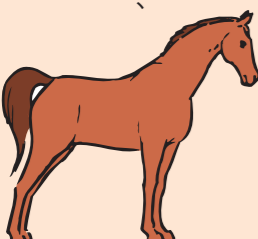
本病の発生を受け、農林水産省と軽種馬防疫協議会は「馬インフルエンザまん延防止の基本方針」を示し、全国一律の防疫体制が執られました。

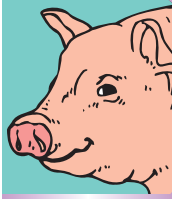
厳重な警戒のもと、10月5日から秋田県で「秋田わか杉国体」の馬術競技大会が開催され、山口県からも3頭が出場しました。国体会場に入厩する際、出場馬170頭の検査が実施され、大会前日までに全頭の陰性が確認されました。ところが、翌5日に出場予定馬の抗体陽性が確認され、その後36頭まで増加したため、8日に馬術競技の中止が決定されました。競技を途中から中止するのは、国体史上初めてのこととなりました。

10月9日、県内に出場馬のうち2頭が帰厩し、基本方針に基づいて中部家畜保健衛生所が検査を実施したところ、12日に当該2頭の発生を確認しました。2週間後には同居馬の1頭が抗体陽性に転じ、計3頭の発生となりました。隔離や消毒等の防疫対応を実施のうえ計6回の継続検査を行い、11月8日に場内全頭の陰性を確認して、本県における発生は終息しました。

結局、国内では32都道府県2,016頭（11月25日時点）の発生が認められています。全国的に発症した馬は2日間程度で治癒する軽症例がほとんどで、この程度の症状でおさまったのは、ワクチン接種の効果によるものと考えられています。軽種馬防疫協議会では、年2回の馬インフルエンザワクチン接種を勧め、競走馬や馬術大会に出場する馬では特に厳密に守られています。このような日頃の地道な防疫対応は、緊急時にこそ効果を発揮するのではないのでしょうか。

山口県では、今後も馬の移動に伴うインフルエンザ検査等の防疫対応を継続し、本病の発生防止に努めていきます。





我が国が豚コレラの 清浄国になりました！

豚の急性伝染病である豚コレラは、我が国では遡ること明治21年に北海道での初発生以降、毎年のように発生し全国にまん延、昭和41年には戦後で最多の発生（24、406頭）が見られる等大きな被害をもたらしてきました。

しかし、飼養衛生管理技術の向上と昭和44年に開発・実用化された弱毒生ワクチンの接種により発生は激減し、平成4年の熊本県での発生を最後に終息していました。

平成8年からは養豚先進国と同様にワクチンを使用しない防疫体制を確立し、本病の完全な清浄化を達成することを目標に豚コレラ撲滅対策を段階的に開始しました。その結果、平成12年4月までに計32都道府県でワクチン接種を中止し、同年10月には都道府県知事の許可の下でのみ接種できることを条件にワクチン接種は原則中止するとともに、ワクチン接種国・地域からの豚肉等の輸入を停止しました。

そして、平成18年3月末には豚コレラの家畜防疫指針が公表され、4月以降ワクチン接種の全面中止から1年が経過したことから、平成19年4月1日にOIEの規約（12か月以上ワクチン接種を禁止していること、サーベイランスが実施されていて12か月以上発生が無いことが要件）に従い、清浄国となりました。

しかし、豚コレラの海外での発生は後を絶た

ず、平成19年11月現在で、クロアチア、グアテマラ、ハンガリー、ロシア等で発生が確認されており、予断を許さない状況になっています。今後も豚コレラの防疫指針に基づく調査、抗体検査等は実施されますので、清浄性維持のためご協力をお願いします。

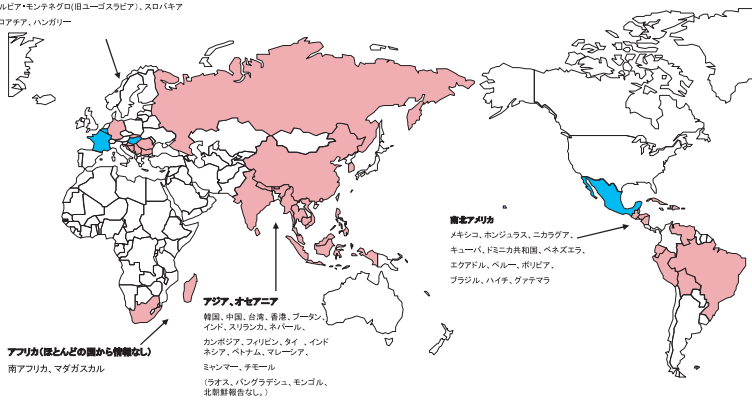
これからも豚コレラ清浄国の維持に関係者が一体となって協力して行きましょう。

豚コレラの発生状況

(2004年~2007年発生国・地域) 2007年11月27日現在

ヨーロッパ
ボスニアヘルツェゴビナ、ブルガリア、フランス、ドイツ、ルーマニア、ロシア、ベルギー、セルビア・モンテネグロ(旧ユーゴスラビア)、スロバキア、クロアチア、ハンガリー

■=発生国・地域 ■=発生国ではあるが、清浄州あり。



北アメリカ
アメリカ合衆国、メキシコ、ニカラグア、キューバ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ニカラグア、ペルー、ボリビア、ブラジル、ハイチ、グアテマラ

アジア、オセアニア
韓国、中国、台湾、香港、ブータン、インド、スリランカ、ネパール、カンボジア、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、チモール、(ラオス、パプアニューギニア、モンゴル、北朝鮮報告なし)

アフリカ(ほとんどの国から除かれた)
南アフリカ、マダガスカル

編集後記

衛生部だよりの編集に当たって、何を記事に取り上げ広報するか？ 県民生活に影響を与える疾病、畜産農家に大きな被害を及ぼす疾病、新しい疾病、新ワクチン、新規事業、法改正等々の中から編集委員が選考していますが、その際、各畜種から万遍なく話題を取り上げることとしています。

特徴的な事として、平成16年以降毎回「高病原性鳥インフルエンザ」に関する記事が取り上げられております。

昨冬も隣国、韓国の全羅南道（日本に一番近い所）で高病原性鳥インフルエンザが発生しており、関係者が県内へのウィルスの侵入防止に躍起になっています。

県内では、平成16年の高病原性鳥インフルエンザの発生を除き、ここ数年大きな家畜伝染病は発生していませんが、これは的確な予防接種を実施された当協会の指定獣医師をはじめ、家畜防疫関係者の努力の賜物と言えます。

最も効果のあったワクチンの代表が豚コレラの生ワクチンです。本ワクチンが昭和44年に開発され、自衛防疫団体による接種が徹底されてから、その発生は激減し、平成5年以降、国内での発生はなく、平成18年4月からは国内でのワクチン接種を中止し、19年4月1日からOIE規約により豚コレラ清浄国となりました。

家畜伝染病は、県内では牛のヨネ病の散発だけですが、慢性疾病の発生は継続しています。ワクチン等の確かな使用を衛生プログラムに組み込み、疾病予防に万全を期して頂きますようお願いいたします。

